

平成二十九年六月二十七日受領
答弁第四一〇号

内閣衆質一九三第四一〇号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鷺尾英一郎君提出後発医薬品の使用促進の目標設定と目標達成のためのインセンティブのあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鷺尾英一郎君提出後発医薬品の使用促進の目標設定と目標達成のためのインセンティブのあり方に関する質問に対する答弁書

一について

後発医薬品の使用促進については、政府としてその目標を初めて定めた「経済財政改革の基本方針二〇〇七」（平成十九年六月十九日閣議決定）以降、御指摘の「数量ベースの後発医薬品の使用割合」により当該目標を定めているところである。お尋ねについては、こうした状況の下で御指摘の「数量ベース」での「後発医薬品の使用促進の目標」が医療従事者等関係者に定着していること等によるものである。

二及び三について

御指摘の「後発医薬品調剤体制加算」及び「DPC機能評価係数Ⅱにおける後発医薬品係数」については、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。